

厚生省告示第三十一号

厚生大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年二月厚生省告示第三十号）の規定に基づき、厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める特定診療費に係る施設基準

一 感染対策指導管理の施設基準

イ 病院であること。

ロ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するにつき十分な設備を有していること。

ハ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。

二 重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準

イ 皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標ぼうしている病院又は診療所であること。

ロ 重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。

ハ 重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

ニ 当該病棟又は診療所における個々の患者について策定した施設サービス計画に基づき、じょく瘡等の皮膚潰瘍の発生の予防及び重症化の防止について適切な管理を行っていること。

三 薬剤管理指導の施設基準

イ 薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。

ロ 薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。

ハ 入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、週一回以上、薬剤師による服薬指導を行っていること。

四 理学療法又は作業療法の施設基準

イ 理学療法（ ）を算定すべき理学療法又は作業療法（ ）を算定すべき作業療法の施設基準

(1) 理学療法及び作業療法を担当する医師が適切に配置されていること。

(2) 理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。

(3) 患者数が、理学療法については理学療法士を含む従事者の、作業療法については作業療法士を含む従事者のそれぞれの数に対し適切なものであること。

(4) 理学療法及び作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(5) 理学療法及び作業療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

(6) 適切な看護体制が整備されていること。

ロ 理学療法（ ）を算定すべき理学療法の施設基準

(1) 理学療法士が適切に配置されていること。

(2) 患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

ハ 作業療法（ ）を算定すべき作業療法の施設基準

(1) 作業療法士が適切に配置されていること。

(2) 患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

ニ 理学療法（ ）を算定すべき理学療法の施設基準

(1) 理学療法士が配置されていること。

(2) 患者数が従事者の数に対し適切なものであること。

(3) 当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(4) 当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。

五 精神科作業療法の施設基準

イ 作業療法士が適切に配置されていること。

ロ 患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。

八 当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。